

第14回半田市農業委員会総会議事録

令和6年8月20日午後2時00分下記議案審議のため半田市役所庁議室へ招集した。

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 第37号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第38号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
第39号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
第40号議案 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定及び半田市農業経営
基盤強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(6) - ③
の規定による農用地利用集積計画について
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について

委員の出欠席

農業委員			農地利用最適化推進委員		
番号	氏名	出欠席	担当区域	氏名	出欠席
第1番	深津延幸	出席	有脇・亀崎	石川丈夫	出席
第2番	小栗絵里	出席	乙川	高橋智恵	出席
第3番	岩橋克巳	出席	半田・岩滑	青木功雄	出席
第4番	新美久美子	出席	成岩	榊原且己	出席
第5番	竹内甲永	出席	板山	岩橋一成	出席
第6番	榊原久美	出席			
第7番	堀寄純一	出席			
第8番	石川敏彦	出席			
第9番	藤野道子	欠席			
第10番	石川明美	出席			
第11番	新美周大	出席			

事務局出席者

事務局長	大木康敬	書記	服部由紀
書記	竹内裕基		

事務局

ただ今から第 1 4 回総会を開会いたします。

はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長

皆さんこんにちは。1 か月ぶりに恵みの雨が降ったとテレビのニュースで見ました。米も穂がしっかりとできてきています。本日もいろんな案件があるようですが、活発なご審議よろしくをお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

それでは、総会に入らせていただきます。本日の出席委員は 11 名中 10 名です。また、推進委員 5 名中 5 名ご出席いただいております。

それでは、半田市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は会長をお願いいたします。

議長

これより議事に入ります。まず日程第 1 の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。半田市農業委員会会議規則第 1 8 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

本日、議事録署名委員は、7 番の堀寄純一委員と 10 番の石川明美委員となります。なお、本日の会議書記には事務局職員の服部氏、竹内氏を指名いたします。

以上で日程第 1 を終わります。

それでは、日程第 2 の第 3 7 号議案「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、5 件出ております。番号 603-9 について審議します。なおこれについては議案第 3 8 号 604-1 及び議案第 3 9 号 605-25 は関連がありますので一括して審議します。担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。桃山町で営農型太陽光を設置しており、一時転用の期間である 3 年間を経過しますので、これを更新したいという案件です。別冊 1 頁をお願いします。半田ぴよログスポーツパークの西、申請者が経営するトマトハウスの南側にあります丸印の場所です。現状としてはソーラーパネルの下に鉢植えのブルーベリーが栽培されていました。

事務局

3 条、4 条、5 条と出てきましたので補足の説明をします。3 条は土地所有者の妻が設置する太陽光の、パネルの占める空間について区分地上権を設定・更新するものです。4 条は土地所有者が太陽光設備の支柱の部分の一時転用の更新、5 条は土地所有者の妻が太陽光設置の支柱の部分の一時転用の更新ということになります。

議長

番号 603-9 および議案第 3 8 号 604-1 及び議案第 3 9 号 605-25 につきまして、ご質問・ご意見の

ある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 603-9 および議案第 3 8 号 604-1 及び議案第 3 9 号 605-25 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 603-9 および議案第 3 8 号 604-1 及び議案第 3 9 号 605-25 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 603-10 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。譲受人は現在も賃借をして同地でイチゴの栽培を行っていますが、この土地の所有権を取得したいとするものです。本件はこの後の案件ではありますが報告第 4 号で合意解約をして行うものです。場所については別冊 2 頁をお願いします。小栗牧場の南に位置する丸印で囲んだ場所です。現在も次のシーズンに向けてイチゴ栽培の準備をしている様子で特に問題はありませんでした。

議長

他に番号 603-10 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 603-10 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 603-10 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 603-11 と 603-12 について関連していますので、一括で審議します。担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

詳細は議案に記載のとおりです。譲受人は譲渡人のお子さんと親の土地を息子に権利移転したいとするものです。別冊の 3 頁をご覧ください。東板山の交差点の北東です。現況田んぼで耕作されています。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長

番号 603-11 と 603-12 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 603-11 と 603-12 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 603-11 と 603-12 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 603-13 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。譲受人は農業歴 60 年で地域の農業活動を中心になって運営する方で、地域の耕作放棄地をなくしたいという想いのもと取得されるとのことですので、特に問題ないかと思えます。場所については別冊 4 頁をお願いします。日本福祉大学の北東、丸印で囲んだ場所です。譲受人の自宅

のすぐ横で管理するには問題ないかと思います。

議長

他に番号 603-13 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 603-13 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 603-13 を承認・可決いたします。

続きまして、第 3 8 号議案「農地法第 4 条の規定による許可申請について」、2 件出ております。

先ほど 1 件目は審議を終えていますので、2 件目の番号 604-2 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。申請人は申請地から東へおよそ 5 0 m のところで盆栽を栽培販売している方です。場所については、別冊 3 頁をご覧ください。現況はすでに駐車場のようになっていました。現状にあわせ遡及して許可を得たく申請するとのことでした。よろしくご審議お願いいたします。

議長

番号 604-2 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 604-2 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 604-2 を承認・可決いたします。

続きまして、第 3 9 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、5 件出ております。

番号 605-24 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。借受人は市内に本社を置く建設業の法人です。この度、近隣工事の資材置場兼仮設現場事務所を設置したく一時転用の手続きを行うとするものです。場所については別冊 5 頁をご覧ください。畜産団地になっているところの一角で、この場所は以前からいろんな感じに使われていた場所です。今回はしっかりと手続きして使うとのこと。問題ないかと思います。

議長

番号 605-24 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 605-24 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 605-24 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 605-25 は先ほど関連で審議済ですので、番号 605-26 及びこれに関連する 605-27 について一括で審議したいと思います。担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。譲受人は市内で畜産を行う会社で、現地で肉屋を開きその従業員及び業者駐車場も設置したいとするものです。2件に分けての申請は、都市計画法に関する申請に合わせて管理するためと聞いています。場所については、別冊6頁をご覧ください。半田中央インターから北へ入った場所で前面道路が少し狭い場所です。中は広く特に問題ないかと思われます。

議長

番号605-26及び605-27につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号605-26及び605-27につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号605-26及び605-27につきまして、を承認・可決いたします。

続きまして、番号605-28について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。譲受人は申請地横に住む方で、これまで苦慮していた駐車場の確保を行うためこれを取得したいとのこと。場所については、別冊6頁をご覧ください。ごんぎつねの湯の北の場所です。特に問題ないかと思われます。

議長

番号605-28につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号605-28につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号605-28を承認・可決いたします。

続きまして、第40号議案「旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定及び半田市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(6)－③の規定による農用地利用集積計画について」、1件出ています。番号606-24について、事務局および担当委員より調査、報告をお願いします。

事務局

議案については記載のとおりです。譲受人は半田市で広く農業を営んでいる農家です。ご兄弟で農業をされており、耕作者として問題ありません。場所については、事務局及び担当委員よりお願いします。

委員

場所については、別冊7頁をご覧ください。地図に丸印のあるところです。現地は稲も育っている状況であり、特に問題ありません。

議長

番号606-24につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号606-24につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 606-24 を承認・可決いたします。

議案については以上となります。

続きまして、報告に移らせていただきます。報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出」が 9 件、報告第 2 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出」が 1 件、報告第 3 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出」が 6 件、報告第 4 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知」が 1 件ありました。添付書類も含め完備しておりましたので、専決により書類を受理しましたことをご報告いたします。

議長

報告第 1 号から第 4 号について、何かご質問ご意見等はありませんか。

(異議なしの声多数あり)

これで第 1 4 回半田市農業委員会総会を閉会します。

(午後 2 時 4 0 分)